霧島市条例第25号令和7年6月19日

霧島市水道の布設工事監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

霧島市長 中重 真一

霧島市水道の布設工事監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例

霧島市水道の布設工事監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例(平成25年霧島市条例第21号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第11号及び第4条第1項第8号中「第34条」を「第37条」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の霧島市水道の布設工事監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例の規定は、令和7年4月1日から適用する。

(提案理由)

建設業法施行令(昭和 31 年政令第 273 号)が改正されたことに伴い、引用条項にずれが生じたことから、本条例の所要の改正をしようとするものである。